

○少年指導委員制度運営要領の制定について

(平成 28 年 12 月 19 日付け例規香少年第 203 号)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）及び少年指導委員規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 2 号）に基づく少年指導委員制度の運営については、「少年指導委員制度運営要領の制定について」（平成 18 年 5 月 10 日付け例規香少年第 94 号。以下「旧例規」という。）に基づき取り扱ってきたところであるが、旧例規の保存期間満了に伴い、関係規定との整合性を図り、用語の見直し等を行い、新たに別添のとおり「少年指導委員制度運営要領」を定め、平成 29 年 1 月 1 日から実施することとしたので、少年指導委員制度の一層の適正かつ効果的な運営に努められたい。

別添

少年指導委員制度運営要領

第1 趣旨

この要領は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第13号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、少年指導委員制度の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 身分等

少年指導委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者に該当する非常勤の特別職に属する地方公務員であり、また、刑法（明治40年法律第45号）上の公務員に該当すると解される。

少年指導委員は、法第38条第4項により名誉職とされ、報酬は支給されないが、その活動に係る災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条第1項の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年香川県条例第34号）の定めるところにより、補償対象とされることとなる。

第3 委嘱

1 活動区域

少年指導委員は、細則第21条第1項で指定された区域において活動するものとする。

2 委嘱要件

(1) 委嘱に当たり、法第38条第1項各号に規定する少年指導員の要件を満たすか否かの判断については、次により行うものとする。

ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

人格識見ともに優れ、行動においても地域住民に信頼のあることをいう。

イ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

少年に対する深い愛情と理解を持ち、少年の健全な育成に資するための活動に対して旺盛な熱意と使命感を持つとともに、自主的かつ自発的な活動を可能にするだけの時間的余裕を有することをいう。

ウ 生活が安定していること。

経済的観点からだけでなく、社会的及び家庭的にも安定していることを

いう。

エ 健康で活動力を有すること。

心身ともに健康であり、その職務を行うことによって、精神的及び肉体的に支障を来すことがないことをいう。

(2) その他の留意事項

ア 少年指導委員の選定に際しては、70歳以上の者については、活動力等の面から適格性を慎重に判断するものとする。この場合、75歳未満の者を選考するものとする。

イ (1)のほか、少年指導委員制度の趣旨に鑑み、次に掲げる事項に留意するものとする。

(イ) 現に風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の営業者については、特に慎重かつ厳密な審査を行うこと。

(ロ) 多くの職を兼ねていて少年指導委員としての活動を期待できない者等については、慎重な審査を行うこと。なお、委嘱後の活動に熱意がみられない者、その他実効の上がらない者については、再委嘱の際に慎重な審査を行うこと。

3 委嘱手続

(1) 少年指導委員の活動区域を管轄する署（以下「管轄署」という。）の署長（以下「管轄署長」という。）は、当該活動区域内に居住し、又は勤務する者、その他当該活動区域の実情に精通していると認められる者のうちから、2の(1)の委嘱要件を満たす者を慎重な審査により選定したときは、別記様式第1号の少年指導委員推薦書により少年課長を経由して本部長に上申しなければならない。

(2) 少年指導委員の委嘱は、別記様式第2号の委嘱状により行うものとする。

(3) 少年指導委員に対しては、法第38条の2第4項に規定する少年指導委員証（以下「立入証」という。）及び細則第21条第4項に規定する少年指導委員の証（以下「指導委員の証」という。）を貸与するものとする。ただし、立入証については、法第38条の2第2項による立入りをを行う際に貸与し、当該立入り後、同条第3項に規定する立入りの結果の報告に併せて返納を受けるものとする。

4 公示

管轄署長は、少年指導委員を委嘱したときは、氏名及び連絡先並びに活動区域を管轄区域の住民に周知するため、署の掲示板への掲示その他適当な措置をとらなければならない。

5 任期

(1) 少年指導委員の任期は、2年とする。ただし、少年指導委員が欠けたとき

は補欠の少年指導委員を委嘱するものとし、その少年指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 少年指導委員は、再任することができる。

6 名簿

管轄署には、別記様式第3号の少年指導委員名簿を備え付け、少年指導委員の委嘱及び解嘱の都度、それを整理しておくものとする。

第4 職務等

1 職務

少年指導委員は、法第38条第2項各号及び規則第4条各号に掲げる職務について、次の要領により行うものとする。この場合において、当該職務は、強制にわたる行為を行う権限がないことに留意しなければならない。

(1) 少年の補導（法第38条第2項第1号）

ア 少年に対し、法第38条第2項第1号に規定する行為をやめるように指導すること。

イ 少年に対し、法第38条第2項第1号に規定する行為が、少年の健全な育成に障害を及ぼすものであることを説示すること。

ウ 少年の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該少年を現に監護するものをいう。）又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に連絡すること。

エ 少年が18歳未満であつて、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認めるときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第1項の規定により市町、県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告を行うこと。

(2) 風俗営業を営む者等に対する助言（法第38条第2項第2号）

ア 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を教示すること。

イ 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を遵守するために講ずべき措置を促すこと。

(3) 被害を受けた少年（以下「被害少年」という。）に対する援助（法第38条第2項第3号）

ア 被害少年に対し、再び被害を受けることを防止するために助言又は指導を行うこと。

イ 被害少年の保護者等に連絡すること。

ウ 被害少年又はその保護者等に対し、当該少年を支援する機関、団体等を紹介すること。

エ 少年が18歳未満であつて、保護者がいないとき、又は保護者に監護させる

ことが不適當であると認めるときは、児童福祉法第25条第1項の規定により市町、県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告を行うこと。

(4) 地方公共団体の施策等への協力（法第38条第2項第4号）

ア 地方公共団体の施策又は民間団体の活動に参加すること。

イ 地方公共団体の施策又は民間団体の活動に参加の意志を有する者を募ること。

(5) 少年相談（規則第4条第1号）

風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に関して、少年の健全育成に係る事項について、少年又はその保護者等からの相談に応じ、助言及び指導その他の援助を行うこと。

(6) 広報啓発活動（規則第4条第2号）

繁華街等における有害環境浄化、不良行為少年への声掛けキャンペーン等を行い、少年の健全育成に関する住民運動の盛り上げを図る活動に努めること。また、少年をめぐる具体的な状況を踏まえつつ、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資する事項について広く住民に周知すること。

2 活動計画等

(1) 活動は、1回当たり2時間程度でおおむね毎月1回以上行うものとする。

(2) 活動に当たっては、少年警察補導員との協働活動に配慮すること。

(3) 管轄署長は、効果的な活動が行われるよう少年が集まることの多い曜日、時間帯、場所等を考慮し、少年指導委員と協議して毎月の活動計画を策定すること。

3 活動の記録・報告

管轄署の少年警察活動の所管課（以下「少年警察部門」という。）の職員は、少年指導委員から法第38条第2項に掲げる活動の実施結果等について連絡を受けたときは、別記様式第4号の少年指導委員活動記録簿により、管轄署長に報告するものとする。この場合、当該活動記録簿には、次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。

(1) 少年の補導

補導の実施状況（活動回数、対象人数）

(2) 風俗営業を営む者等に対する助言

助言の実施状況（実施方法、実施回数、対象営業所数）

(3) 被害少年に対する援助

援助の状況（実施方法、実施回数、対象人数）

(4) 地方公共団体の施策等への協力

協力の状況（活動種類別の参加回数）

- (5) 少年相談
少年相談の受理状況（受理件数、内容及び結果、性別、学職別、年齢別）
- (6) 広報啓発活動
広報啓発活動の実施状況（実施方法、実施回数）

第5 活動に関する留意事項

1 心構え

少年指導委員は、少年の人格を尊重し、かつ、少年の健全な育成を期する精神をもってその職務を遂行しなければならない。また、常に、人格識見の向上に努め、関係者から尊敬と信頼を得られるように心掛けるほか、職務の遂行に必要な知識及び技能の修得に努めなければならない。

2 守秘義務

(1) 少年指導委員は、法第38条第3項の規定により、職務上に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、この場合の秘密とは、国家公務員法第100条等に規定する秘密と同義であり、判例によれば、当該秘密は、非公知の事実であって、実質的にもそれを保護するに値するものをいい、具体例としては、次のものをいう。

ア 補導をした少年の氏名等

イ 無店舗型性風俗関連特殊営業で働かされていた年少者を発見した場合のその氏名等

ウ 立入り先の営業所等の名称やその従業員の氏名等

(2) 少年指導委員は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）の施行日（平成18年5月1日）前に知り得た秘密を同時点で少年指導委員であった者が同日後に漏らした場合は、罰則の対象となるので留意しなければならない。

3 活動上の注意

少年指導委員は、その活動を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意しなければならない。また、個々の活動においても、威圧的な言動及び態度は避け、関係者の年齢、性別、立場等に応じた親しみのある言葉を用いるものとする。

4 身分証明証の携帯及び提示

少年指導委員は、活動に当たっては、必ず立入証又は指導委員の証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 風俗環境浄化協会等との協力

少年指導委員は、平素から、香川県風俗環境浄化協会等の関係機関及び関係団体と連絡を密にし、少年を取り巻く有害環境の実態把握に努めなければならない。また、その職務遂行に当たっては、これらの関係機関及び関係団体の協力を得て、効果的な活動となるように努めるものとする。

第6 研修

1 目的

研修は、少年指導委員の職務を理解させるとともに、立入りの適正かつ効果的な執行を確保することを目的に行うものとする。

2 計画

少年課長は、一人でも多くの少年指導委員が参加できるよう、あらかじめ研修の計画を策定し、これに基づいて行うものとする。

3 方法

研修は、研修用に作成された教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う。

4 講師

少年課長は、研修事項について十分な知識及び経験を有する者を研修の講師に選定するものとする。

5 内容

研修の内容は、別表の少年指導委員に対する研修の実施基準のとおりとする。

6 留意事項

少年課長又は管轄署長は、少年指導委員が、合理的な理由なく研修を受講しないときは、法第38条第1項第2号に掲げる職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕がない者として、解嘱の要件に該当するか否かについて検討するものとする。

第7 解嘱

1 解嘱事由

法第38条第6項各号のいずれかに該当するか否かの判断は、次により行うものとする。

(1) 法第38条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。

第3の2(1)に規定する少年指導委員の委嘱に当たっての要件の判断基準による。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

少年指導委員が正当な理由がなく、法若しくは規則に規定する職務上の義務に違反し、又は法第38条第2項各号に掲げる職務を行わないときをいう。

(3) 少年指導委員たるにふさわしくない非行のあったとき。

刑罰法令に違反する行為又は少年指導委員としてふさわしくない反道徳的若しくは反社会的な行為があったときをいう。

2 解嘱等手続

(1) 解嘱

ア 管轄署長は、少年指導委員が1の解嘱事由のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに別記様式第5号の少年指導委員解嘱上申書を少年課長

に送付するものとする。

イ 少年課長は、少年指導委員解嘱上申書の送付を受けたときは、当該少年指導委員に対して、弁明の機会を与えるため、解嘱の理由のほか、弁明を聴くための期日及び場所を、当該期日の約2週間前までに通知するものとする。ただし、当該少年指導委員の所在が不明であるため通知をすることができないとき、又は弁明の機会を与えるための通知をしたにもかかわらず、少年指導委員が正当な理由なく期日までに弁明を行わないときは、弁明を聴かないで解嘱することができる。

(2) 辞職

少年指導委員は、任期の期間中に辞職しようとするときは、別記様式第6号の少年指導委員辞職申出書を管轄署長を通じて本部長に提出し、承認を受けるものとする。

3 身分証明証の返納

管轄署長は、少年指導委員の委嘱期間が満了したとき、又は少年指導委員が解嘱され、若しくは辞職したときは、速やかに当該少年指導委員に指導委員の証を返納させなければならない。

第8 立入り

1 指示

(1) 指示の方法

ア 少年課長又は管轄署長は、少年の健全育成のための施策を推進し、及び少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業の営業所等（以下「風俗営業所等」という。）への立入りを行う必要があると認めるときは、少年課長にあつては管轄署長を経由して、管轄署長にあつては直接に少年指導委員に対し、当該風俗営業所等への立ち入りを行うよう指示するものとする。この場合、当該指示は、別記様式第7号の立入り指示書により行うものとする。

イ 管轄署長は、アの規定により、少年指導委員が風俗営業所等へ立入りを行う場合において、少年指導委員に立入証を貸与し、又は返納を受けたときは、別記様式第8号の立入り証受払い簿に必要事項を記入し、その状況を明らかにしておくものとする。

(2) 指示の留意事項

管轄署長は、立入りに関し、次に掲げる事項に留意して少年指導委員に指示するものとする。

ア 警察職員との同行又は他の少年指導委員との協働により行うこと。

イ 立入りを実施すべき場所については、風俗営業の全ての種別を指示することなく、立入りを行うべき風俗営業の種別ごとに行うこと。

- ウ 立入りを実施すべき期日については、詳細にわたることなく、かつ厳格な活動時間を一方的に定めたりしないこと。
- エ 立入りを実施すべき期間については、長期間とすることなく、1週間程度の幅を持たせた期間とすること。
- オ 違反の風評がある風俗営業所等及び危険やトラブルが予想される風俗営業所等を立入りの対象場所としないこと。

2 立入り

(1) 立入り

- ア 少年指導委員は、立入りを行うときは、警察職員と同行し、又は他の少年指導委員と協働して行うものとする。
- イ 少年指導委員は、風俗営業所等に立ち入ったときは、当該風俗営業所等の関係者に立入証を提示しなければならない。

(2) 立入り時の着眼点

少年指導委員は、立入りを行ったときは、次に掲げる事項に着眼して視察しなければならない。

- ア 風俗営業所等の入口に18歳未満の者が風俗営業所等に立ち入ってはならない旨の表示状況
- イ 風俗営業所等（ゲームセンターを除く。）において、18歳未満の者の使用状況及び来客状況
- ウ 風俗営業所等（ゲームセンターに限る。）において、午後10時から翌日の午前6時までの時間又は条例で定める禁止又は制限の内容に反する18歳未満の者の来客状況
- エ 風俗営業所等（飲食店の営業所に限る。）において、18歳未満の者の接客業務の従事状況及び来客状況
- オ 風俗営業所等内における未成年者の飲酒状況及び喫煙状況
- カ 店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業の営業所及び派遣型ファッションヘルスの受付所において、18歳未満の者の接客業務の従事状況及び来客状況並びに未成年者の飲酒状況及び喫煙状況

(3) 法令違反等を発見した場合の措置

- ア 少年指導委員は、補導の対象となる少年又は援助すべき少年を発見したときは、直ちに補導又は援助の措置をとるとともに、必要に応じ営業者等に対して法の規定の教示又は遵守のための措置に関する助言を行うものとする。
- イ 少年指導委員は、法令違反の行為を発見したときは、直ちに管轄署に連絡するものとする。

(4) 立入りを拒否された場合の措置

少年指導委員は、風俗営業所等の営業者等から立入りを拒否されたときは、強制的に立ち入ることはせず、直ちに管轄署に連絡し、その指示を受けるものとする。

(5) 留意事項

少年指導委員は、風俗営業所等の立入りを行うときは、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

ア 立入りは、行政上の指導及び監督を目的として行うものであることを認識し、質問、視察に当たっては、法の目的の範囲内でかつ必要最小限にとどめること。

イ 立入りに先立ち、風俗営業所等の営業者等に対し、その理解及び協力を求めること。

ウ 立入りは、当該風俗営業所等の営業時間内に実施すること。

エ 立入り時における質問については、原則として、当該風俗営業所等の営業者、従業員等に対し行うこと。ただし、当該風俗営業所等の客が、未成年者であり、かつ、補導又は援助を行う必要があるときは、この限りでない。

3 報告

少年指導委員は、立入りを実施したとき、又は立入りを実施すべき期間と指示された当該期間を経過したときは、別記様式第9号の立入り実施結果報告書を作成の上、速やかに管轄署長に報告するものとする。この場合、当該立入りに係る立入り指示書を添付するものとする。

第9 その他

1 管轄署長は、少年指導委員から活動状況の報告を受けた場合において、当該報告に係る事案が特異又は重要と認めるときは、その都度、速やかに少年課長に当該事案について報告するものとする。

2 管轄署長は、少年指導委員から指導委員の証又は立入証の遺失、紛失等の報告を受けたときは、別記様式第10号の事故報告書により、速やかに、少年課長を経て本部長に報告しなければならない。

(別表及び別記様式 省略)